

輸送の安全に関する基本的な方針

- ①. 輸送の安全確保に全社員で努める
- ②. 関係法令及び関連規程を遵守し、全社員が職務を遂行する

社内に掲示し基本方針を社員に周知徹底させる

令和5年度輸送の安全に関する目標

後退時事故ゼロ

スローガン

一呼吸してから次の動作へ
バックカメラに頼らない

令和5年4月1日

株式会社エポック

代表取締役 松本 仁孝

令和5年度 輸送の安全教育計画

	自社ドライブ レコーダー教 育 安全会議	添乗教育	外部講習・研修会		適性診 断結果 指導 NASVA	訓練				安全委 員会	社長面 談
			NASVA	実技		運転	救急救 命	避難	消火		
4月											
5月					⑧						
6月			①②③④⑤ ⑥⑪⑭⑮		⑧						↑↓
7月	⑥⑭⑮				⑧						
8月		③④⑤⑥⑦		⑬	⑧						↑↓
9月					⑧						
10月					⑧						
11月					⑧						
12月	⑥⑭⑮						⑫				↑↓
1月			①②③④⑤⑪ ⑬⑭⑮					⑫	⑫		
2月											
3月											↑

旅客自動車運送事業運輸規則第38条にかかる国土交通大臣の告示の項目

教育内容	
旅客 自動 車 運 送 事 業 者 に よ る 指 導 及 び 監 督 の 内 容	① 公共的な運送事業であり、安全、確実な輸送が社会的使命であること、交通事故を惹起したばあいの社会的影響が大きいことなど、事業自動車の運転者としての心構えを認識する。
	② 道路運送法、道路交通法及び道路運送車両法に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させ、当該事項を遵守することの重要性を理解させる。
	③ 自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離などを確認させ、構造上の特性を把握させる。
	④ 加速装置・制動装置及びかし取り装置の急操作の危険性及び乗客の着座並びシートベルトの重要性を理解させ、乗客の安全の確保するよう指導する。
	⑤ 乗降時の安全確保の為、ドアの開閉及び停車・発車における注意点、周囲の状況に応じた安全な停車等を指導し、理解させる。
	⑥ 事業に係る主な道路及び交通状況を予め把握させ、ヒヤリ・ハット事例を説明するなど、状況を踏まえた留意事項を理解させる。
	⑦ 危険の予測及び回避を行うた為、運転操作、扉の開閉操作等によるもので運転上生じ得る様々な危険について理解させ、さらに、貸切バスについては実際に運転する自動車と同一の車種区分を用意して必要な技能を習得させる。
	⑧ 適正診断結果を活用している。「個人教育指導」
	⑨ 疲労や睡眠不足、生理的要因、心理的要因による交通事故について理解させ、勤務時間等基準告示を理解させる。また飲酒運転、薬物使用運転、居眠り運転の禁止を徹底する。
	⑩ 心身の健康管理の重要性を理解させる。
	⑪ 異常気象時の対処方法「安全運行」 第20条
	⑫ 非常時の対処方法・消火器・発煙筒の正しい取扱い方法及び救急救命訓練・避難訓練
	⑬ 安全性向上を図る為の装置を備える貸切バスを運転する場合には、当該装置の機能への過信及び謝った使用方法が事故の要因となった事例を説明する等、適切な運転方法を理解させる
	⑭ ヒヤリハットや運転に関する苦情申告について、ドライブレコーダーの記録により運転状況や法令遵守状況を確認し、自身に運転特性を把握させ、必要な指導を行う
	⑮ ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット等を自社内で共有し、当該運転者以外の運転者に対する指導及び監督に活用する

令和5年度 乗務員年間教育計画

	安全管理	安全指導・健康管理	車両関係	教育担当	指導監督資料
4月	安全マネジメント周知		日常点検の目的・要領	社長 運行管理者 整備管理者	令和4年度方針・目的 安全施策規定 日常点検実施要項
5月		適性診断結果指導		運行管理者	適性診断個人資料
		KYT			KYTシート活用
6月	外部機関への安全指導要請	エアコンの点検整備	整備管理者		
		外部講習	NASVA		自社の画像を活用
		健康診断と健康管理 適性診断結果指導	社長 運行管理者		健康管理マニュアル 適性診断個人資料
7月		適性診断結果指導 KYT		運行管理者	適性診断個人資料 KYTシート活用
		KYT			自社内画像
8月	ドライブレコーダー教育	適性診断結果指導 社長面接		運行管理者 運行管理者 社長	適性診断個人資料 健康診断結果表
		外部機関への安全指導要請	運転実技講習		自動車事故安全運転センター
		安全会議「管理職会議」		社長	安全運転中央研修所 運輸安全マネジメント
9月	道路交通法「法令遵守」	適性診断結果指導		運行管理者	適性診断個人資料
10月	道路交通法「法令遵守」 ドライブレコーダー教育	適性診断結果指導 KYT		運行管理者	点呼記録簿 適性診断個人資料 自社の画像を活用
			冬用タイヤ交換 チェーンの点検		点呼記録簿
11月	道路交通法「法令遵守」 チェーンの装着訓練	脳ドック KYT		運行管理者 整備管理者	診断結果 自社の画像を活用
					自社の画像を活用 改善基準のポイント
12月	健康管理 ドライブレコーダー教育	外部講習会		NASVA	改善基準のポイント
				社長	御前崎市消防署
1月	救急救命訓練			運行管理者	消火器・発煙筒など
	避難訓練・消火訓練	実技訓練		運行管理者	点呼記録簿
2月	道路交通法「法令遵守」			運行管理者	安全マネジメント結果 及び来期の目標設定
3月	安全会議「管理職会議」 乗客の安全確保		夏タイヤと交換交換	社長 整備管理者	

① 社長が乗務員と個人面談「個人指導」を実施する「記録をとる」

② 指導項目 適性診断と安全運転指導

運輸安全マネジメント関係「安全方針・目標・重点施策・安全に対する要望・ヒヤリハット体験情報の収集」
健康管理の重要性及び飲酒について「生活指導を含む」

③ 初任者・適齢者への指導は乗務員・指導監督の指針に基づき実施する「運行管理者」

④ 外部講習会・研修会への年間計画表以外に積極的に参加する。

⑤ 繁忙期指導(10月・11月)は点呼時を活用して情報伝達・安全指導を隨時行う事。

⑥ 自社のドライブレコーダー記録による教育を年間を通じて行う

令和5年度 安全教育実施計画

1) 安全講習

- ① 指差し運転教育訓練
- ② 外部安全講習会への参加 「乗務員」
- ③ デジタコ・ドライブレコーダーを活用した社内安全教育
- ④ 外部機関(NASVA)による安全講習会 「6月・1月」
- ⑤ 安全マネジメントの外部講習会 (トラック協会・NASVA主催)への参加「管理者」
- ⑥ 安全運転実技講習会「安全運転中央研修所」に2名参加『4日間コース』
- ⑦ 自社のヒヤリ・ハット体験集を用いた安全教育「自社内ドライブレコーダー画像」
- ⑨ バスからの避難訓練または、救急救命講習会を御前崎市消防署にて
実施する。「令和6年1月頃予定」

2) 指導監督

- ① 適性診断受診結果にてその際、社長が結果に基づき社員面談する。
- ② 定期健康診断結果に基づく健康管理指導 「社長」
- ③ 毎年、適性診断の「初任診断・一般診断・適齢診断」の100%受診
- ④ 新入社員はその年度内に脳ドック検診を受診させる『40歳以上の新入社員』
- ⑤ 令和4年度に受診していない運転者若しくは新任乗務員にSAS検診を行う
- ⑥ 適性診断結果に伴う指導及び教育を隨時行う「社長・運行管理者」
- ⑦ 乗務員を対象とした脳ドック「脳MRI」検査の実施する 「12月」

<事故防止のための乗務員の実施項目>

原則	道路交通法を遵守する コメントリー運転を励行・指差し呼称の実施
指差呼称	交差点を通過するときはアクセルから足を外し、緊急対応できる状態で速度を落として左右の安全確認及び歩行者の有無を確認し通過する 交差点の右左折は周囲安全を確認して徐行する「急ハンドル・急加速は絶対しない」 横断歩道の手前ではアクセルから足を外し緊急対応できる状態で歩行者の有無を確認し通過する事 信号機のない交差点で、優先道路を走行中であっても手前でアクセルから足を外し、緊急対応ができる状態で左右に車両・歩行者の有無を確認し通過する事 乗客が着席するのを車内ミラーで確認 赤信号・一旦停止後、発進する時は車内・左右及び前方の安全確認 乗降後、発車する時は車内安全確認・左右及び前方に人の有無を確認
	運転席を離れて乗車・降車する場合
	駐車する時
	左右のバックミラーで後輪の位置を確認する 窓開けして、一呼吸してから次の動作に移る「バックカメラに頼らない」 後方カメラで障害物・人の有無確認する「見難い場合はバスを降りて目視する」
	安全な場所で乗降させる「駐停車禁止場所では絶対乗降してはならない」 交差点周辺・カーブ・急こう配での乗降は避ける事 駐車場では乗務員は必ず乗降口付近に立ち乗客の安全確保に努める バスの車高を下げても必ず踏み台を設置すること 降車後、踏み台を忘れないよう注意する
	高速道では最高速度90km/h以下で走行しなければならない 車間距離は渋滞時でも大型バス1台分の距離を保ち走行すること 前方50m先の信号機、交差側歩行者用が青の点滅になったなら停車準備行動に移 後退時に必ずハザードランプを点灯させる

上記の各号を乗務員は遵守し事故防止に努めなければならない

令和5年4月1日

株式会社エポック

代表取締役 松本 仁孝

安全輸送に関する規定

バス乗務員は次の事項を遵守しなければならない

1. 道路交通法を遵守
2. コメンタリー運転の励行「声に出して動作を行う」
3. 指差し呼称「車内よし・前方よし・右よし・左よし」の実践
 - ①. 青信号でもアクセル足を離して左右の安全確認及び歩行者の有無を確認
 - ②. 横断歩道の手前ではアクセルから足を離して歩行者の有無を確認
 - ③. 信号機のない交差点で、優先道路を走行中であっても手前でアクセル足を離して左右に車両・歩行者の有無を確認
 - ④. 乗客が着席するのを車内ミラーで確認
 - ⑤. 赤信号・一旦停止後、発進する時は車内・左右及び前方の安全確認
 - ⑥. 乗降後、発車する時は車内安全確認・左右及び前方に人の有無を確認
 - ⑦. 右左折の場合は前方・後方・左右の安全確認
4. 歯止め確認
 - ①. 運転席を離れて乗車・降車する時
 - ②. 駐車する時
5. 後退時
 - ①. 左右のバックミラーで後輪の位置を確認する
 - ②. 後方カメラで障害物・人の有無確認する「見難い場合はバスを降りて目視する」
 - ③. 後退する場合はバックブザー10秒以上鳴らしてから後退動作に移る
 - ④. ハザードランプは必ず点滅させる
6. 高速道路は最高速度90km/h以下で走行する
7. 車間距離は渋滞時でも大型バス1台分の距離を保ち走行する
8. 信号機
 - ①. 補助信号がある場合は青点滅及び赤になつたら止まる
 - ②. 黄色信号は止まれ
 - ③. 左右折は周囲の安全確認して徐行する「急ハンドル・急加速は絶対しないこと」
9. 右折及び狭い出入口右折時
 - ①. 対向車があり右折レインで停車している場合は前方及び左側車線に車両の有無を確認してオーバーハングに注意しシフトは2速発進を励行する。
 - ②. 対向車がない場合は、充分減速して前方及びオーバーハングに注意してシフトは3速で通過すること。
10. 左折及び狭い出入口左折時
 - ①. 左ミラーで後方のバイク・自転車・歩行者の有無を確認して巻き込みに注意すること。
 - ②. 交差点が狭い場合や左折側の幅員が狭い場合は必ず徐行してシフト2速で通過すること。
11. 乗降時の注意事項
 - ①. 駐停車禁止場所での乗降は絶対してはならない。
 - ②. 近隣の交通に迷惑をかけるような場所での乗降は行ってはならない。
 - ③. 交差点の周辺や急こう配及びカーブ付近での乗降を避けて安全な場所で行うこと。
 - ④. 昇降口の扉が完全に閉めた後で必ず発車しなければならない。
 - ⑤. 昇降口の扉はバスが完全に停車した後、開かなければならない。
12. 運行管理者責務
 - ①. 運行管理者は上記事項を定期的に安全ミーティングで全バス乗務員指導を行わなければならない。
 - ②. 運行管理者は点呼時にバス乗務員に各事項を周知徹底する

施 行	平成24年3月20日
実 施	平成24年4月1日
	平成25年8月1日
改 定	平成27年2月28日
	平成27年10月9日
	2019年4月1日

2023年4月1日

株式会社 エボック

代表取締役 松本 仁孝

輸送の安全に関する施策の確認及び指導

【 令和5年度 】

〈確 認〉

1.運行管理者の役割

- ①. デジコタ「運行記録」で速度・連続運転時間休憩時間の確認
- ②. アルコールチェックの記録
- ③. 安全ミーティング時に安全施策の実践状況の確認
- ④. 乗務前、健康状態の確認
- ⑤. ドライブレコーダー記録内容の確認「ヒヤリ・ハット箇所」

〈指 導〉

1.運行管理者の役割

- ①. 乗務員を外部安全講習会に順次参加させる
- ②. 事故「交通・車内」の発生した場合は緊急安全ミーティングを開催する
- ③. 事故の当該者と面接を行い事故原因究明及び対策をする。
- ④. 事故の損害等を社長に報告する
- ⑤. 事故報告書を作成し掲示し事故の抑制する
- ⑥. 道路交通法及び社内規則に抵触した場合は当該者 と面談し指導・再教育をする
- ⑦. ヒヤリハット体験シートを全員に周知徹底させる事。
- ⑧. 適性診断、受診後に運行管理者により面談の報告「指導・教育」
- ⑨. 運転記録証明書を取り寄せ運転者の指導監督を行う

安全対策

令和5年度

月別重点項目

期間 令和5年4月1日 より 令和6年3月31日 まで

4月	後退時は窓を開けて「バックカメラに頼らない」 「左右バックミラー及び降車して安全確認」
5月	安全な車間距離の確保 「渋滞時でも大型バス1台分以上の距離を保つ」
6月	車間距離を充分空けて余裕のある運転をする 「急ブレーキにならないよう心掛ける」
7月	運転席を離れ場合は 必ず歯止め をする事 「乗降補助踏台設置」
8月	交差点の右左折は周囲の安全確認して徐行する事 「急ハンドル・急加速しない事」
9月	コメンタリー運転の徹底 「車内よし・前方よし・右よし・左よし」
10月	高速道路は最高速度 時速90km以下で安全走行する事
11月	乗降後、車内・左右側方及び前方の安全確認してから発進する事。
12月	16時以降は必ず ライト点灯し自車の存在 を周囲に周知させる事。
1月	前方の交差側歩行者用信号機が 青点滅 又は 赤 の場合は 停車準備行動 に移る
2月	ハンドル操作する場合は曲がる方向の バス側面 をバックミラーで安全確認してから動作に移る
3月	コメンタリー運転の励行 「ハンドル操作は必ず声を出し安全確認してから動作する事」

令和5年4月1日

株式会社 エポック

代表取締役 松本 仁孝

輸送の安全に関する施策の確認及び指導

1 設備計画

大型バス及び中型バスを各1両新規バス購入する

高性能血圧計取得「記録紙付き」

2 安全教育計画

- ① 初任診断及び適齢診断・一般診断受診を毎年受診させる
- ② NASVA及びトラック協会・バス協会の主催の安全講習会に積極的に参加する。
- ③ 外部機関「NASVA」から講師を招いて安全教育を行う「年間2回」
- ④ 救急救命訓練講習会を御前崎消防本部にて実施する
- ⑤ 乗務員安全運転実技講習会への参加「安全運転中央研修所」
- ⑥ 運輸安全マネジメント講習会に参加「管理職以上」
- ⑦ 消火訓練若しくはバスからの避難訓練の実施「1回」

令和5年4月1日

株式会社 エポック

代表取締役 松本 仁孝

輸送の安

株式会社 エポック 本社営業所 令和4年度の輸送に関する情報公開

期 間： 令和4年4月1日より 令和5年3月31日 まで

輸送の安全に関する基本的な方針

- ①. 輸送の安全確保に全社員で努める
- ②. 関係法令及び関連規程を遵守し、全社員が職務を遂行する

令和4年度輸送の安全に関する目標

後退時事故ゼロ

令和4年度輸送の安全に関する目標達成状況

1 事故件数「令和4年度」

項目	目標	実績	事故内容
人身事故	0	0	
追突事故	0	0	
車内事故	0	0	
後退時事故	0	0	
右折左折時接触事故	0	0	

令和4年度安全目標達成

自動車事故報告規則第2条に規定する事故「令和4年度0件」なし

2 活動実績

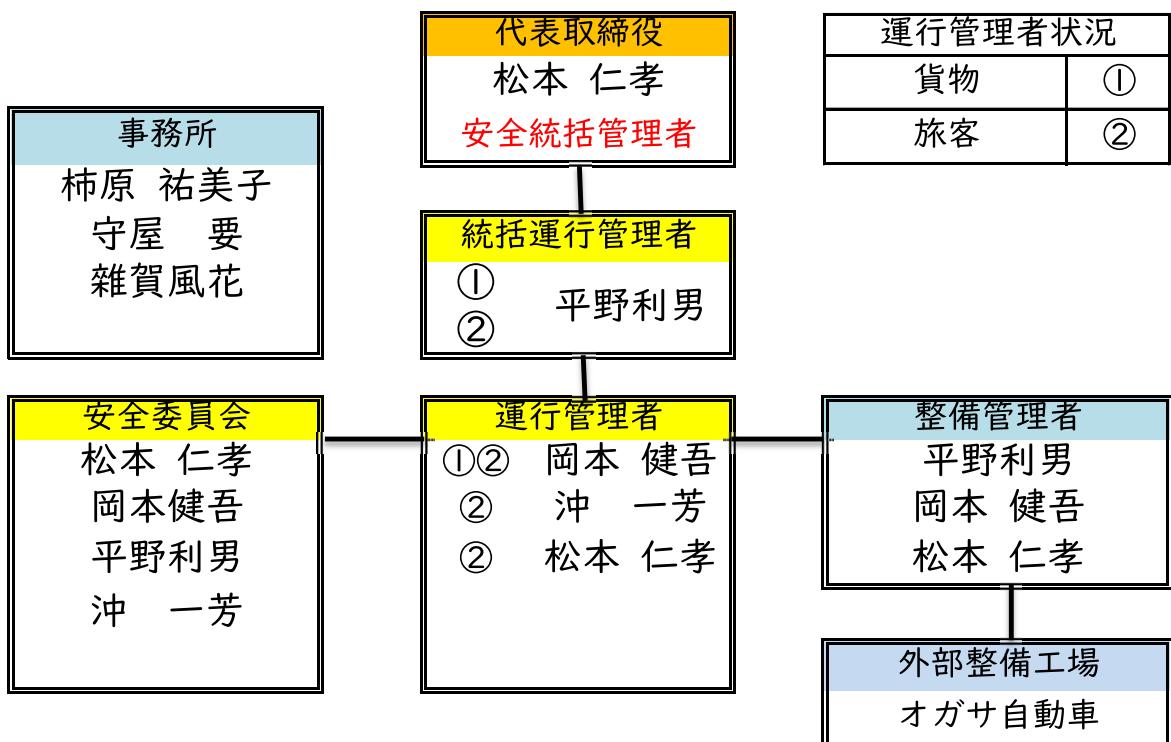
項目	結果及び実施時期
初任診断及び適齢診断並び一般診断	対象運転者全員
外部「NASVA」講師を依頼して社内安全講習会の実施	6月 1月
安全運転実技講習会参加「4日間コース」	12月に2名
自社ドライブレコーダーDVD用いた社内安全講習会の実施	5月～2月の間随時「年間2回」
運転記録を取得する	対象者に全員取得「6月」
消火訓練及びバスからの緊急脱出訓練の実施	令和5年1月
対象乗務員脳ドック実施	1名実施
睡眠呼吸障害「SAS」スクリーニング検査の実施	対象者なし
救急救命訓練講習会の実施「御前崎市消防本部」	新コロナウイルス関係で中止

3 設備関係「実績」

項目	導入実績
低公害車・安全装置車両導入	中型バス2両「観光1・送迎1」

(株) エポック安全管理体制図

令和4年8月1日現在



乗務員		
バス部門	トラック部門	
守屋 新治	岡本健吾	五嶋 康幸
岡村 祐司	大森 幹夫	落合 康男
佐々木 伸	廣畠 秀樹	鈴木 洋一
沖宗 伸一	進士 佳典	
原崎 守	神谷 茂治	
増田 喜則	森 智則	
萩原 勝	平野利男	
二俣秋男		

運輸安全マネジメント組織体制図



※ 原則的には、統括運行管理者に意見要望を相談し、統括運行管理者が社長に報告し必要な場合は、安全委員会を開催し解決を図る
緊急性のある事案は社長に直接相談する事

安全マネジメントチェックリスト

令和3年3月21日

署名

代表取締役 松本 仁孝

(印)

No.	チ エ ツ ク 内 容	チェック欄
1	社長は、法令遵守、安全最優先を第一にとした安全方針を作成しているか	
2	社長は、安全方針を社内に周知しているか	
3	社長は、1年ごとに安全方針を実現するための安全目標を作成しているか	
4	社長は、安全目標を達成するための安全計画を作成し、そのために必要な予算な措置を講じているか	
5	安全運行に努め、安全目標を達成したか	
6	社長は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか	
7	社長は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っているか	
8	社内に於いて、輸送の安全に関する定期的な話し合い「安全ミーティング」を行っているか	
9	社長は、運転者(社員)と直接話す機会「社長面談」を作り、安全に関する指示・指導をしたり、健康管理状況を聴いたり、運転者から意見・要望を聴いたりしているか	
10	関係法令や所内規則を遵守して、安全行動をしているか	
11	安全管理・運行管理に関する社内規定等が適切に運営・管理されているか	
12	安全管理に必要な教育・訓練を定期的に実施し、記録しているか	
13	社長は、安全に関わる者を、国等が主催する研修会・講習会等に受講させているか	
14	事故が発生した場合、社長まで事故の情報が現場から報告される体制が出来ているか	
15	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしているか。また、事故の再発防止策を検討し、出来上がった改善策が社内に周知・実行されているか	
16	ヒヤリ・ハット及び事故事例「DVDを含む」の情報を集め、事故防止に活用しているか	
17	15 16 の実施状況を記録しているか	
18	次の事項を公開している <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送の安全に関する基本的な方針 ・ 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況 ・ 事故に関する統計 ・ 行政処分を受けている場合には、その処分内容及び処分に基づき講じた措置等 	
19	社長は、少なくてとも 1 回は安全の確保に向けた取組み状況「安全目標・安全計画・安全管理の取り組み体制。情報の伝達体制・事故防止対策・教育訓練)を検討し、問題があれば改善しているか、それらを記録しているか	

安全管理の取組み状況の自己チェックリスト

経営者又は安全統括管理者等は、以下のチェックリストを活用し、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況点検しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、前回との比較を行いましょう。

点検者 代表取締役 松本 仁孝		前回点検日	令和3年3月26日
		点検日	令和4年3月20日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	経営者は、法令を守る事、安全を最優先とする事などの考え方を盛り込んだ安全方針を作成している。	○	
2	経営者及び安全統括管理者は、安全方針を事業所内部に周知している。	○	
3	経営者及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1ね可ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作成している。	○	
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。	○	
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。	○	
6	経営者は、安全に必要な設備の更新・整備や寺院の配置等を行っている。	○	
7	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員「乗務員」を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組みを積極的におこなっている。	○	
8	安全統括管理者は、経営者との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を収集し経営者に報告している。	○	
9	安全統括管理者は、安瀬管理の実施体制に於ける各自の責任・役割を明確に定めている。	○	
10	事業者は、安全管理の実施体制に於ける各自の責任・役割を周知している。	○	
11	事業者内部に於いて、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている、	○	

12	経営者は、社員「乗務員」と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、意見要望を聴取している。	<input type="radio"/>	
----	---	-----------------------	--

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
13	旅客・荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。	<input type="radio"/>	
14	関係法令や事業者で定める規則を遵守して安全運行している。	<input type="radio"/>	
15	安全管理・運行管理に関して事業者で定める規定が適切に管理されている(必要な部署へ配布・保管・改廃手続の適切な実施と表示)	<input type="radio"/>	
16	(トラックの場合) 委託先事業者の輸送の安全を阻害する事をしないようにしている。	<input type="radio"/>	
17	安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施している	<input type="radio"/>	
18	経営者や安全統括管理者は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している(事業者内部の教育の受講も含む)	<input type="radio"/>	
19	17及び18の教育・訓練等の記録等の実施状況を記録している。	<input type="radio"/>	
20	事故が発生した場合は、経営者まで事故の状況が現場から報告されるようになっている。	<input type="radio"/>	
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。	<input type="radio"/>	
22	ヒヤリ・ハット情報をを集め、事故防止に活用している。	<input type="radio"/>	
23	他の事業者の事故事例を集め、事業者自ら事故防止に活用している。	<input type="radio"/>	
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認している。	<input type="radio"/>	
25	20～24の実施状況を記録している。	<input type="radio"/>	
26	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしている（報告が必要な場合）	<input type="radio"/>	

27	経営者は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育、訓練等)を点検し、問題があれば改善している。	○	
28	27の実施状況を記録している	○	

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
29	安全方針、安全目標が委託先事業者に周知されている。	△	該当なし
30	委託して管理業務に適用される管理の方法とその取り組み内容を委託事業者に明らかにしている。	△	該当なし
31	委託先事業者に安全管理体制の構築・改善を要請・指導している。	△	該当なし
32	委託先事業者の安全方針、安全目標が委託元事業者の安全方針、安全目標を踏まえたものとなっている。	△	該当なし
33	委託先事業者と相互の連絡体制の構築、情報の共有化されている。	△	該当なし
34	委託した管理業務の実施状況を定期的に点検し、必要な改善を行っている。	△	該当なし
35	34の実施状況を記録している。	△	該当なし

※ 実施している場合は、『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入する事。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入する事。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況